

〈資料〉

安達憲忠関係資料 (2)

内藤二郎

解説

本史料集は安達憲忠に関する史料中の、後期・東京市養育院時代に属するものの1部である。

東京市養育院時代に於ける彼の業績のうちでも、ほぼ終末期に近い頃のものである。

1は、「結核予防の実例」と題し、結核が貧窮者の中にとくに多く、然も貧窮のために病者が無治療状態のままに放置されている場合が多く、其の為に社会各界に感染者を非常に多く出している現状から、癩病に於けると同様に、國家がこの病者を隔離治療すべきであると、養育院の実験例によりつつ、政府及び社会の与論・乃至関心を喚起せんとした論説である。

2は、先決問題ともいべき地代と家賃との関係について論じたものである。

この論文は、貧民問題解決の一環として、貧民に安い家賃の住宅を提供しなくてはならないという問題を論ずる場合には、その先決問題として地代と家賃との相関関係を解決しなくてはならないと、次のような点を指摘したものである。

当時は、地主が貸家建設者と土地の賃貸借契約を以て、土地を貸すことが常態であった。この方法によると、その貸地地域が発展して、繁華街化していくにつれて、地主はどんどん一方的に地代を値上げする。中には、地震売買とい

うことをやって、貸主は貸地を第三者に売却するか、或は売った形式をとり、新買主或は偽新買主が地代を無法に値上げして、貸家業者が貸家の家賃値上をしなくては成立たぬようにしたり、貸家人から貸地を取戻すようなことをやる。この結果として、貸家人も、以前よりも辺地へ引移らねばならないようになされ苦しみが、もっとも苦しむのは貧乏人であって、借家賃がどんどん高くなり、生活が益々苦しくなるので、次々と辺地の安い家賃の方へと追い出されてゆくことになる。このために、地代を地主が自由勝手に値上げできないように法的規制が必要なことを強調したものである。

現在では建物のある借地権者は、法的にかなり保護されるようになっているが、当時に於て、この点を問題として提起したことは非常な達見というべきであろう。

3は、「病人宿の試み」である。

本論文は、当時貧窮の行路病人が、下層の旅人相手の木賃宿に於ても、病人なるが故にこれが宿泊するを喜ばず、宿泊拒否をしたために、冬期には東京市内に於ても、各所に行路病人が行倒れとなり、凍死者もあったので、これが社会問題として取上げられるに至ったのである。この対策を養育院に命ぜられて、打出されたのがここにいう「病人宿」であった。養育院は、本所緑町に「病人宿」を設けたのである。その組織・利用状況及びその行路病人救済の実情について論及している。

生活の限界外に放置され、社会的にも見捨てられたる行路の貧民、とくにそのうちの病者の救済としては、一時的ではあれ当時としては、最も妥当なる福祉事業であったとしなくてはならないであろう。

なお、本史料集は昭和52・3年度の文部省科学研究費補助金、一般研究Cの助成を受けての研究成果の一部である。

凡　例

- 1 原文に適宜読点を施し、読み解きを便にした。
- 2 俗字、異体文字は原則として、正字に改めた。
- 3 変体仮名は普通仮名に改めた。
- 4 原文のかなづかいは出来るだけ現代仮名づかいに改めた。

5 原文中に意味不明のところや、説明不足の箇所には（ ）入にて補足を加え読みやすくした。

目 次

- 1 結核予防の実例
- 2 先決問題ともいるべき地代と家賃との関係
- 3 病院宿の試み

結核予防の実例

「慈善」第4編第3号（大正2年1月）

東京養育院幹事本会幹事 安達憲忠

結核予防の事は、世界の大問題である。否、問題（を）通り越して、歐米では既に大事業となって、予防事業が盛んに実行せられている（のである）。我が国では未だ問題になりつつある（ところ）で（未だ）事業とはなって居（ないのである。）（だが）漸く、昨年東京に白十字会が起り、此問題を鼓吹すると同時に実行に（も）着手せられた（のである）。本年は大阪と東京に結核予防会が企（画）されて、特に大問題とならんとしつつあ（ります）が、愈々盛んに実行（され）るまでには（なお）前途遼遠の感があります。私は素人であ（ります）が、此問題は専門家のみに任して安心して居るべきものではな（く）、政府も国民も一（様）に奮起を要するものであ（ります。）私は東京市養育院の職務（を担）当して居る為に、此結核予防の事には聊か（の）経験を持って居（りますので）、其実驗上の事実を参考に供したいと思（います。）

貧民と結核

（現在）結核の蔓延は、甚だしい状態である。富者も貧者も老も若きも、同病に侵されつつあるが、就中、都會の貧民には（とくに）甚だしいのである。中流以上の人は、衣食住も稍（整ってい）るから伝染（する機会）も少い道理で（あるし）、侵されても転地も（できるし）、治療もする。（従って）医師の注意も受けるし、そして注意通りの実行も出来るから、比較的甚だしきには至らぬ。（しかし、）貧民となると食物は悪いし、住居は狭隘で不潔（だし）、衣

服も（お粗末）である。（なお）侵されても医師にも掛けぬし、よし医師に掛け注意を受けても、転地も出来ぬ。衣食の改良や治療の実行も（思うように）出来ぬ。治癒し得べきものも悪くなる（ばかりである。）詰り見殺しの様なものである。（そして、）一方（では）伝染は仕放題であるからたまらぬ。貧民社会に結核の蔓延（するの）は当然の事である。遠山医学博士の説を聞くと、明治33年に（は）全国に360,000人の肺結核患者があり、東京（で）は42年に（は）13,000人の肺結核患者があると推定出来ると（の）事である。其算法（に）は2通りあって、人口130人乃至150人に付て肺結核が1人あると見る（方法）と、肺結核で死んだ者が1人あると其所には5人の患者があると見る（方法）とで（ある。）（さきの）全国の（推定）分は前法に依り、東京市のは後法に依って出（来）たものであろうと考え（られ）る。東京、大阪、神戸、横浜、其他貧民の集中する大都会の（とくにそのうちの）貧民のみに就て見ると、恐らくは是以上の割合（になる）であり（ましよ）う。一昨43年に、養育院が（出）水災（害）善後（策）の為に、水害地たりし本所、深川、下谷、浅草の4区に施療所を（設け）て、七ヶ月間貧民を施療し（まし）た。（そのさい）貧民街の病者の家を見舞たるに、（それらは）甚しい湿潤の土地に建られた長屋にて、空気も悪く、光線も疎々射入せぬ様な3畳敷の（狭い）家に、（住人は）一家族9人もあり（しかも）、其中の1人が肺結核である者さえあつた。本所横川町には、現在さ様な家々が90軒も1ヶ所に集つて（いて）、長屋と長屋の空地は四尺程で、1棟が（ほぼ）15・6軒に仕切られ、1間が3畳（でそれが）一家族の住居で（あり）、一家（は）平均4人余である。（これによつて、）衣食も推して知らるる（でありますよう。）斯る状態であるから（一人の患者が出れば、）全家族は素より隣近所へ（も）忽ち蔓延するのは自然の勢で（あって、）予防も治療も出来る訳のもので（はありません。）是は甚だしい例ではあ（ります）けれども、貧民の状態は大同小異であ（ります）から、（そこでの）結核の蔓延は想像に余りある（ものがあります。）前に述た4ヶ所（で）の施療病者の延人員は190,342人であ（りまし）たが、其实人員は13,473人で、其内（に）肺結核（は）561人あ（りまし）た。此百分比例（は）

4人1分6厘と（なります）が、是は唯肺結核だけ（を計算したもの）で、他の結核性の病気を総て数えたら中々多くなりましょう。明治36年から44年まで9ヶ年間（に）、養育院へ入院した行旅病人に就て、（これらの関係を）調べて見ると、左の通りであ（ります。）

暦年	入院人員	非病者	病者	肺結核	病者に対する 結核百分比例
36年	1,245	337	908	152	16,740
37年	1,194	379	815	133	16,319
38年	1,061	262	799	162	20,277
39年	1,352	371	981	170	17,329
40年	1,454	370	1,084	183	16,790
41年	1,670	431	1,239	209	16,868
42年	1,483	570	913	189	20,701
43年	1,422	454	968	211	21,798
44年	1,488	336	1,152	237	20,573

上表中非病者と（されてい）るのは、盲、聾、負傷、自殺未遂、飢餓、妊婦、携帯児等であります。是（の統計に）も他の結核性の病気を入れ（ますともっと数字が）多くなりましょうが、肺結核だけで（も）惣病者の2割になって居（ります。）又済生会が大正元年の8月から10月まで（の間に、）東京市内7ヶ所の施療所で行った施療表を見（ます）と、（患者）延人員が26,857人で、其（実）人員は2,762人、其内肺結核が365人、此百分比例は13人2分余であります。而して死亡病類別の百分比例では、結核が52人となって居（ります。）何れの点から見（まし）ても、貧民（層）に激しく蔓延しつつある事は明瞭である（ります。）

結核は予防を要す

結核は予防に依りて伝染を防ぎ、療養によりて治癒すべきものであるとは、医学社会の定論であ（ります。）予防に依って慢性、不治の伝染病を全滅又は減少（せしめ）た例は、西洋諸国（において）癩病を全滅し、結核を減少（せしめ）つつある事実であ（ります。）去る35年中に、今の全生病院医長光田健輔氏が、癩病離隔の必要を論ぜられた（次の）事は（その）一の適例であ（りま

す。) (前略) 「13世紀の初には癩病患者 (の) 増加 (はその) 頂点に達し、各基督教国の癩病院の数 (は) 総計大凡19,000、其内仏国のみにても2,000の癩病院あり、而して其蔓延は、独り社会の下層 (のみ) に止らず (して,) 延て宮廷及び貴族界にまで侵入し、タウセーネに於ては貴族の為に、巴里附近に(て) は宮嬪の為に、癩病院の設けあり (し) と云うにても、如何に其病勢の猖獗なりしかを想像するに余りありと云うべし。」

以上の如く「離隔法の (効果によって,) 15世紀、16世紀と漸次癩病患者数を減少し、19世紀の調査に依れば、各旧離隔所 (に) は本病者なく、現今に於ては、堂々たる医科大学教授すらも本病を知らざる者ありと云う。蓋し (これは) 政府、貴族、及び宗教家 (が) 熱心に本病の為に尽力せし結果なりと云うべし。云々と。」 癩病は今も昔も治癒すべき的確の薬も方法もないで、唯離隔予防法で全滅 (せしめ) たのである。結核も亦、離隔予防法で年々減少しつつある (こと) は西洋各国 (で) の事実である。加之、結核は癩病とは違つて、初期には能く全快するそうである。我国では (自然のなりゆきのままに) 従来打捨ててある (ために,) 西洋諸国とは正反対に、年1年 (患者が) 増殖しつつある (のである。) 今や (我国でも) 予防会が起 (こされ) て、大に活動せんとして居る (のでこの機会に) 之に応じて、官民一致して大いに予防撲滅に尽力したいものであります。是 (こそ) 国家の大事業であ (ります。) 慈善事業 (の一部面) とし (まし) ても、(このさいにおいては) 此右に出るものはあるまいと思われます。

院児の結核

養育院では児童の結核予防事 (業) を去る33年の7月に着手して以来、頻りに (之を) 実行して (よい) 成績を挙げつつあります。「因に同院 (在院者) は現今児童の数1,200人、大人、900人ある」全体、結核でない (とされた) 死体を (後に) 解剖 (した) 結果 (によると) 50パーセント (も) 結核のあること (がわかっていること) は、欧洲も我国も同じである。養育院では33年に (その以) 前3年 (間) の児童の死亡者につき (このことを) 調査したる (ところ,) 100人中57人は結核で死んで居 (た) ので (あった。) 驚いて当時の医長

入沢達吉博士と、医員たりし今の全生病院長光田健輔氏に（これが対策について）の意見を聞いた（のである。）それには純潔な海岸か、又は深き森林中に保養所を設け、結核に罹りそうな弱い者や、結核の疑のある者、病後の回復期に在るもの等を其所に送って、療養させることと（する。そして）最早療養所では回復（する）見込のないものは病室で手当をすることにする。（これによつて、）一方では（結核）予防となり、一方では治癒（もする）、又（身体の）弱いものは結核に侵されぬ様な（強い）体質になる。其（以）外には良法はないと云われた。（そこで）渋沢院長は直ちに市長及び市参事会と協議をして、先ず仮のものを設けて試験することに一決した。（院では）其設備を命ぜられたので、（早速）房州西海岸を捜索し、不完全ではある（る）が、勝山町の法福寺を借受け、右に申した如き児童を撰んで移（転せ）しめた。（それは、）今より14年前の33年7月であった。此寺は6間（に）4間の堂宇と廿坪ばかりの庫裡、台所など（があり、）庫裡の方は事務所に充て、本堂の方へ（は）児童を置かねばならぬ（も）のであった。（この施設では）児童の保養所としては（甚だ）不適当のものであつた。おおよそ結核は弱い者や、病後の者に（伝染し）易い。之を一所に置けば、伝染の媒介をする様なものであるし、一方では真角な建物である（ため）光線の射入も空気の流通も、中の方へは十分に通らぬ（のである。）光田君の如きは、実地（に）度々（検分し）て、保養所（としての機能）は無意味（ではない）かと云われた位である。色々（と）心配はして見ても（さし当りは、）外に良好の場所も見当らぬ（ので、）止むを得ず、昼の内は（児童を）屋外へ出して遊ばす様にし、夜間も空気の流通に注意する位に止めて、（とにかく）5年間其所で（児童保養を）試みました。

成績甚だ良し

右の如き状況で満5年を経過したる39年3月末日までを一期とし、該保養所が一般の児童に如何なる影響を及ぼしたるかを知る為に、同所創立前5ヶ年と、創立後5ヶ年とを比較調査しました。但し満3歳以内の者は（保養所へ）送らぬ（方針だ）から、其（の者たちの）死亡（数）を除き、（また）入院時に（に）病気に罹って居る者は送る事が出来ぬから、入院一年内（に）死亡（し

た数) を除き (まして,) 即ち入院一年以上, 年齢満3歳以上の者に就て比較調査したのであります。此調査(表)は, 各種の統計から成立しておりますけれども, (全部をとりあげると) 余り冗長に渉るので, 略には (この) 統計上の結果だけを掲げる事とします。「但し棄児, 遺児(迷児)の三種のみに就ての調査」

保養所創立前(の)五年間の在院児(数)は, 713人にして, (このうち) 在院1年以上の者の死亡者(は)46人, 此100人に対する死亡率は0.6分四厘余。

保養所創立後5年間の在院児総数は, 1,228人にして, (このうち) 在院1年以上の(者)の死亡者は32人, 此100人に対する死亡率は0.2分六厘。之を創立前5年(のもの)に比すれば, 3分の1強に過ぎ(ない。)又各種の結核性の病気にて死亡したるものを, 保養所未設前5年と, 既設後5年と(により)比較すると, 未設前5年は29人を算し, 既設後5年は13人を見るのみ。

即ち後5年(で)は, 前5年の5分の2強に過ぎ(ない。)然も前5年の(在院児童総)人員は, 後5年の(それの)5分の3弱に過ぎずして, 結核死亡者は却て2倍強に(達する)結果を示(している)。況んや肺結核の死亡に至りては, 前5年には10人, 後5年は4人のみであった。

斯の如く仮保養所の成績は, 予期以上の好結果を収めたるを以て, 渋沢院長は一分院を建て永遠に児童の保養所として結核予防と救療の場所と為すべしとの意を決し(て,)右の成績をもたらして市長, 市参事会(と)の間に(於て,)分院創立に就て協議を尽され, 終に分院創立を確定(され)たのが, 明治38年でありました。

土地の撰定と其位(置)

命を仰いで敷地の撰定に(取)掛った。是に就ては, 運輸, 気候, 人情, 風俗, 需要品の有無, 物価の高低, 地方病の有無, 医師の有無, 用水及び水質の良否等を始め, 其他各種の条項を調査する事とした。最初(は)神奈川県三浦郡の各地を踏査した。同地方は交通, 気候等は申分なきも, 貨物は主として東京よりの輸入に係るもの多き(ため), 物価は凡そ2割方も高いの(である。)

(また) 便利(のよい) 土地は、狭隘な(ところ) はあっても、千坪以上(も) 継った地(所) が少ない。(そこで) 房州の西海岸一帯を捜し(て)，良好と認めた(所) は勝山の龍島，保田の第六，富浦の南無谷，那古の学校附近，船形の野房(の) 此6ヶ所を予定地として，1より6までの等級を附し，1等地と認めた船形から交渉を始めた。時の同町長相川織江氏同町の名望家正木清一郎氏は大いに之を歓迎し，最初千坪を買入るる積りであった処，其地所を坪当り1円にて買受けて遣るとの挨拶で，先千坪の地丈は院費で購入しました。

茲に少し挿んで述べて置きたい事は，去る明治18年に東京市養育院の基金増殖を目的に組織せられた婦人慈善会(のこと) あります。渋沢男爵夫人が会長で，東京府知事，市長の夫人が代々副会長，其他市内(の) 重立ちたる方々の夫人が議定員で，凡そ千人の会員があり，(いままでに，) 院の基金数十万円を寄贈せられ(ている。) 此会は恐らくは明治最古の慈善目的の婦人会であります。正，副会長が安房分院創設の事を聞かれ(まして，) 大に同情を寄せられ，議定員と評議の上，総会を開(き) 同分院の為に尽力する事に決し，隣地1,050坪を買収寄附せられ，其後も両3回に山地，屋敷地，畠地等2,000坪を寄附せられた。外に橋本節齊氏，寺田一郎氏等より300坪(の) 寄附があつたので，現在の(分院所有地) は山林を合して4,350坪に及んで居る。其後(の) 一切の工事(費) も婦人慈善会から寄附の申入があり，地均し及び石垣築造，家屋500余坪の建築等前後分院の為に30,000余円を寄附せられた(のである。) (かくて) 院費は僅か(に) 5,000余円を費したのみで，42年3月に悉皆建築の工を終り，同年4月に勝山(仮保養所) より移転すると共に，本院よりも弱き児童を送りました。同分院は船形町の西端，船形山の山麓に在り，北に山を負い，南に鏡湾を望み觀望広闊，東南に那古，北条，館山，柏崎等の連山及び町村を一望し，大武岬は館山湾の北端，船形の正面に位し，其連亘小山脈を以て正西を掩って居るので，冬期房州名物たる西の列風を防ぎ，夏期南風を障ぐるものがないから常に海風を受けて涼し(いのである。とくに，) 冬季の温暖なる事は，12月中旬から1月にかけて，すみれ たんぽぽ 薑，蒲公英，菜花，豌豆，蠶豆の花盛りである(こと) を以ても知られる(のである。) 東京の靈岸島から(は，) 每日

往復十回の汽船が院の七丁先に発着する。門前は、北条から木更津方面（に向う）海岸（沿いの）県道であるから、交通の便は至って宜しい。今や木更津、北条間の鉄道（も建設）中であるから、今1.2年の後には陸上の交通も一層便（利にな）る筈（である。）食物（の）米麦杯は、船形だけにて（も）東京へ輸出する（量）が千俵を超ゆる位も（あり，）其味（についても）下米でも東京の三等米位で（あり，）魚類は漁（の本場）であるから（金額にして，）一ヶ年300,000円より多き時は500,000円も輸出する（ほどである。）野菜果物等も潤沢で、水質もよろしい。風俗は善良とは申せぬが、男女とも一般に勤勉であるから児童の（教育環境の）為には申分なく、保養所の標準には万事適当でありました。

分院の設備と十年間の成績

新築（なれ）る安房分院は、従来の仮保養所とは大いに趣を異にし、病室二棟（一棟は43年増築）の外に、児童の居室二棟、（この棟には）十二畳乃至廿四畳敷の十室が（あり，）外に年長男児の為に四間を有する一棟（も）ありて、病者及び結核の疑ある者、病後の衰弱者等（と）出来得る丈其種類を区分して（それぞれ）別室に置（けるようにし，）伝染予防の設備としては、居室は勿論、洗面所、浴場等も各所に（設け），12.3歳以上の男児は離れたる一棟に置き、学校（のための教室）も設けて（は）あるが、嚴冬又は風雨の日の外は（つねに）林間教授を為して、室内の教場を用いぬ様にして、成るべく外気に触れ、光線に浴せしむるに勧め、曉天には院児拳て深呼吸を行（わしめ，）室の構造も亦、空気の流通と、光線の射入を宜しからしむる為に、全部南面せしめ、南北とも鴨居上（に）硝子の回転窓を附してあります。而して多き時は178人から、少き時も80人を下らぬ位（院児を）派遣して居ります。斯くして、43年で満10年を経過しましたから、再び創立前10年と、創立後10年との児童健康状態に関する詳細の調べを致しました。是も一々統計（を挙げ）て（おりま）すと余り長くなりますから、（つぎに）其結論だけを（述べ）て、其成績を顕す事に致します。

死亡（数）は三分の二を減じ、（そのうちの）結核（による）死亡（は）四

分の三弱を減（じていま）す。保養所創立（の）33年八月より43年12月「実は10年五ヶ月になるけれども、最初（の）五ヶ月間に（は）差したる効果も見えぬと思うので、（これを含めて）10年と見たのであります」までに、派遣したる人員（は）449人、「此数は（同一人を）二回以上派遣の分を含めり」（そのうち、本院に）帰院せしめたる者381人、（したがって、）43年末（の）分院現在員（は）68人（ありました。）而して派遣（した）児童の種類は、前に述べた通りで（あります。）之を派遣するには担当医員の診断を経（ることを要し、）帰院せしむる者も分院嘱託医師の診察を経て、健康体に復し同所に置くの必要なしと認めたものであ（ります。）（この中には）稀には、同地が身体に適せず（却って）漸次（病状）悪（化の）傾向を呈するもの、又は重体に陥るの虞がって、（本院に）還す者がないでもないが、是は100（人）中1・2に過ぎませぬ。

斯の如くに十年を経過したる間の一般児童の健康と、（保養所）創立以前十ヶ年間の状態とを比較調査したのであ（った。）此調査は総ての児童（を対象）に為すべきであ（ります）けれども、院には窮民、準行旅病人、感化生、棄児、遺児、迷児の六種（の区別が）あり（この）全部に就ては余り繁雑であるから（このうちの）棄、遺、迷児の三種だけに就て調査したのであります。

前に述べた如く、三歳以下の児童を遣す事が（でき）ぬから三歳以内の死者を除き、（また）入院時既に病気に罹って居るものは遣す事がならぬから、入院五ヶ月以内の死者を除きました。（五年調べでは入院一年以内の死者を除きたり）ソコで、24年1月から33年12月まで（の）満十ヶ年（と創立前）、34年1月から43年12月まで（の）十ヶ年（創立後）の死亡数を（比較して）見ると、前十年（で）94人で（あるが）後10年（で）は72人であ（ります。）而して前10年の（在院）人員は（年齢3歳以内及び入院五ヶ月内に死亡の者を控除した残数）702人で、（その間の死亡数94人）其百分比例は13人三分九厘であ（ります）。後10年の（在院）人員は「是も3歳以内の死亡（と）入院五ヶ月以内の死亡を控除した残」1,802人にて、（その間の）死亡（数）72人其百分比例は三人九分九厘強であ（ります。）（即ち）前十年（と）比（較）すると死

亡(数)が実に三分の一以下に減じて居(ます。)即百人に対し9人の死亡者を減じ、1,802人に対し(ては実に)162人の生命を救助したる訳にな(ります。)

次に結核性の病気の(側)から見(ます)と、是亦非常な好成績であります。先結核性の病気とは如何なるものか、其病類別と(その病人数との)前後各10年の(統計)を左に掲げます。

結核性の疾患	保養所創立 前10年間	保養所創立 後10年間
	核	
肺 結 核	18	12
肺 結 核 兼 腸 結 核	1	0
肺 結 核 脊 隨 骨 瘡	1	0
肺 結 核 肋 膜 炎	1	2
肺 結 核 腎 結 核	1	0
肺 結 核 猩 紅 热	0	2
肺 結 核 結 核 性 腹 膜 炎	0	1
肺 結 核 兼 右側推出性肋膜炎及十二指腸蟲	0	1
肋 膜 炎	3	0
右 側 膜 膚	0	1
腸 間 膜 痿	0	1
腸 結 核	0	1
泌 尿 生 殖 器 結 核	0	1
腎臓結核及結核性盲腸周囲炎	0	1
化 膜 性 腎 臟 炎	0	1
腎 及 び 肺 膀 結 核	1	0
結 核 性 腹 膜 炎	7	0
脳膜炎 流行性(是は何とも判別付か) 結核性(ぬ故全部算入せり)	7	0
脳 膜 炎 兼 耳 漏	1	0
化 膜 性 肋 膜 炎 及 水 瘤	0	1
全 身 結 核	1	0

腺		病	1	0
腺	病	兼	脱	肛
亀	脊	兼	腸	加 答
脊		髓	骨	児
結	核	性	肱	關 節
				炎
計			49	33

右の如く各種結核性病気(による)死亡(数)は10年前では49人、後10年(で)は33人で(あり,)総死亡者に対する結核性の死亡(者)の百分比例は、前十年が51(人)、後10年(で)は45人である。之を(保養所)創立前、後の各十年(間)の在院児に比較すると多大の差異がある。創立前十年(間)の在院児は702人で、(その間の)結核死亡者(は)49人であるから、(比率は)百分の6人9分8厘となる。創立後の10年間の在院児は1,802人で、(その間の)結核死亡者(は)33人であるから、百分比例は僅に1人8分3厘に過ぎ(ない)。されば保養所(が)創立(された)為に、100人につき5人1分5厘の児童が結核の為に斃るるのを免るる(こととなりた)れば、10年間の(在院児は)1,802人で(あるからそのうちの)結核に斃るべきものの(92人8分の)生命を救助した事となる(わけである。)即ち(これにより)左の結論を得た(のである。)

- (1) 保養所創立の為に(児童の)死亡数は従来の3分の2を減じ、創立後十ヶ年間に(は計)162人の児童の生命を救助したり。
- (2) 結核性死者の(側)より観察すれば、(結核による)死者4分の3を減じ、十年間に92人余の生命を救い得たり。

1人の生命を救助する事だ(に)も大慈善である。況や、162人の生命を十年間に救助(し得た)る事は偉大なる慈善であ(ります)。養育院の後援者たる婦人慈善会の各婦人が、此事業の(経費、施設の)大部分を引受け(られ)て、(このように)成功せしめられた大慈善に対して(は、関係者として)深く感謝致します。(他方では)千人の慈善会員各婦人も(自らが)非常なる大陰徳を積まれたる事を(大いに)喜ばれて然るべきであろうと考え(ます)。是は

(単に) 十年間の162人の生命を助け(られ)たのみではなく、(これから)永遠に継続する事業であ(ります)から、将来(は)幾千百人を救助するかも知れぬのみならず、貧民の結核予防の上に(も)幾許の効力があるか(それは)殆ど計り(知る)べからざるものであ(ります。)元来、此長い歴史を持つ婦人慈善会は、其活動を陰徳的に為し來った為め、余り広く社会の人が知らぬけれども、其実質は非常(に)永遠的(な)大慈善の活動を為しつつある事を茲に申述べて置きます。又一つには渋沢院長なり市長、市参事会の方々が、我国には未だ類例のない貧民の結核予防の事(業)を、養育院に依って決行せ(しめ)られた事を、称えずには居られぬのであります。

派遣児に就ての成績

前(述)の調査は、保養所(設置により)全院児に(これが)如何なる影響を及ぼしたるかを調べた(結果の報告)であ(ります)が、茲には(今迄に保養所に)派遣した児童のみに就て、其状態を調べた(結果について)述べます。創立以来、即明治33年8月から45年7月末日までに、同所に派遣した(児童の)人員は左の通りであ(ります。)

暦年	派遣人員	帰院人員	派遣中死亡	年末現在
自33年8月	34	17	0	17
34年	40	39	0	18
35年	46	36	0	28
36年	47	29	3	43
37年	41	37	2	45
38年	31	25	2	49
39年	37	38	0	48
40年	25	28	1	44
41年	33	39	1	37
42年	61	34	0	64
43年	55	58	0	61
44年	66	27	1	99

45年(7月末迄)	37	31	1	104
計	553	438	11	

右派遣(児童)の総(延数)は553人なるも、其内の104人は2回以上(重複して派)遣したものであるから(その数を差引くと派遣児童の)眞の頭数は449人であります。

派遣児の体重

派遣せる児童の成績良好の者は、食欲(が)増進(する)と共に、病的(症)状(が)漸次消滅して、徐々に肥満し(て)月々に体重を増加(して参ります。)病勢の甚だし(く悪い)者には、其状態の変らぬ者もあり、稀には(次第に)不良に赴く者もあります。同分院では、毎月1回(日)時を定めて(全員の)体重を量り之を本院に報告(します。保養所に)送る時と(本院に)帰る時の体重を比較(してみますと,)年に依りて余程の差が(みられます。)是は病勢の悪い者の多かった年には、其増加が少なく、反対の年には(体重の)増加が多いのであります。

暦年	行時の平均体重貫	帰時の平均体重貫	増
33年	4,366	4,845	479
34年	5,428	5,665	237
35年	5,361	5,908	547
36年	5,716	6,437	771
37年	4,814	5,930	1,116
38年	5,020	5,861	841
39年	4,358	5,325	967
40年	6,509	7,122	613
41年	3,690	4,767	1,077
42年	5,610	6,145	535
43年	5,139	5,629	490
44年	5,280	5,812	532

45年(7月末迄) 7,595	7,828	233
-----------------	-------	-----

派遣児（の保養所に）滞在（する）平均日数は356日（であります）が、中には5.6年も滞在せる者（も）あり（ます。）是等の者は全快もせず、病勢が進みもせず、不得止差置てあるので（あります。）元来が（院児は）発育（盛り）の者ばかりであ（ります）から年月の経過に連れ（て）体重の増す（こと）は当然の様（ではあります）如何に発育期の者でも、病勢（が）不良ならば体重は減ずる（ものですから、）平均（的）に右の如く（体重が）増（加）せる（結果をみると、これ）は大多数が経過良好の証左であ（ります。）

派遣児病気の種類と其状態

創立以来如何なる病気の児童を送った（の）か、又其派遣後の状況は如何（に）なりつつある（の）かは、左の通りであ（ります。）

創立以来派遣児の病気及び其状況

病類別	初回	全治	良好	稍良	不良	派遣中死	現在亡
1 神 経							
顔面神経麻痺	1	1	0	0	0	0	0
筋肉萎縮	1	0	1	0	0	0	0
癲癇	1	0	0	1	0	0	0
脳膜炎	1	1	0	0	0	0	0
遺尿症	1	0	0	0	0	0	1
1 呼吸器							
咽頭加答児	2	2	0	0	0	0	0
咽頭結核	1	1	0	0	0	0	0
肺結核	69	26	14	5	7	6	11
肺腸結核	1	0	0	0	1	0	0
肺尖加答児	15	12	1	1	1	0	0
肺炎	16	7	5	0	0	0	4
気管支加答児	9	3	1	0	0	0	5

慢性気管支カタル	14	4	1	1	0	0	8
肺萎縮	1	1	0	0	0	0	0
肋膜肺炎	3	3	0	0	0	0	0
肺尖水癌	1	0	0	0	0	1	0
肋膜炎	17	10	5	0	0	0	2
陳久肋膜炎	5	3	1	0	0	0	1
肋膜肥厚	1	1	0	0	0	0	0
1 循環器							
心臓病	5	5	0	0	0	0	0
淋巴腺腫	1	1	0	0	0	0	0
頸腺結核	9	2	2	0	1	0	4
僕癩質ス紫班病	1	0	0	0	1	0	0
1 消化器							
消化不良	2	2	0	0	0	0	0
栄養不良	33	29	1	0	1	0	2
慢性胃腸カタル	9	3	4	0	0	0	2
腸結核	2	0	0	0	1	1	0
胃拡張	1	1	0	0	0	0	0
結核性腹膜炎	1	0	0	0	1	0	0
脾疳病	1	1	0	0	0	0	0
カタル性黃胆	1	0	0	1	0	0	0
1 泌尿器生殖器							
慢性腎臓炎	1	1	0	0	0	0	0
1 全身病							
虚弱	83	57	10	4	2	1	9
腺病	33	23	3	0	1	1	5
衰弱	40	27	2	3	1	0	7
貧血	8	6	2	0	0	0	0

扁桃腺肥大症	7	5	1	0	0	0	0
小児萎縮	7	4	1	0	0	0	2
羸瘦	6	5	1	0	0	0	0
肥満症	2	0	0	1	0	0	1
発育不良	3	3	0	0	0	0	0
脂肪過多	1	0	0	0	0	0	1
1 眼病							
角膜炎	3	0	0	1	0	0	2
結膜炎	3	0	0	0	0	0	3
角膜葡萄症	1	1	0	0	0	0	0
1 皮膚病							
黃色癬	4	3	0	0	1	0	0
白雲	1	0	0	0	0	0	1
痒疹	1	0	0	0	0	0	1
湿疹	9	0	0	0	0	0	9
禿頭病	2	1	0	0	0	0	1
1 其他							
潰瘍	1	1	0	0	0	0	0
首筋瘤	1	1	0	0	0	0	0
結核性関節炎	1	0	1	0	0	0	0
脚氣	1	1	0	0	0	0	0
気鬱症	1	0	0	0	0	0	1
背髄カリエス	1	0	0	1	0	0	0
水腫病	1	0	0	0	0	1	0
口内炎	1	1	0	0	0	0	0
計	449	259	57	19	19	11	84

右の総数は、2回以上（重複して）遣したものをおいた数であります。

又全治、良好、稍良、不良とある(の)は帰院時の状況であって、是(の状態)が本調査の時まで継続して居る訳ではないのであります。45年7月末日の調べに依りますと、右449人の内で61名の死亡者があ(ります)。されば一旦良好と認め(られ)て帰院した(者の)中にも、(其の後)数年の内に、前病(の)再発とか、又は他の病気にて斃れたものが、61名あ(ることが)知られるのであります。其61名の死亡者の病類を挙げますと、

肺結核	30	腹膜炎	2
腸結核	6	慢性腸カタル	1
頸腺結核	1	肺尖水癌	1
結核性脳膜炎	1	水腫病	1
結核性腹膜炎	1	貧血	1
腺病	1	栄養不良	4
肺尖カタル	4	消化不良	1
肺炎	1	精神病	1
肋膜炎	2	急性脳膜炎	1
気管支炎	1	計	61

爰に一寸断って置きます(こと)は、前の結核の死亡(者に関する)前、後各十年(間)の比較表と、此表(と)の差のある(ことについてであります)。」前表は43年12月迄のもの(であり)、此表は45年7月31日までのものでありますこと(と)、前表は棄児、(遺児,)迷児、の3種類だけ(について)の調べであ(ります)が、此表は安房分院(に)派遣した児童全体に関するもので、此中には棄児、(遺児,)迷児は素より、窮民も感化生も準行旅(病者)も入って居るのであ(ります)。夫等の表まで入れると長くなるから(ここでは)省略したのであ(ります)。

派遣児の現状

保養所創立以来、45年7月末日まで(の)13年間に、派遣した(児童)449人の現状(は)如何と申(しま)すと、

本院に健在せる者

7人

病氣の為め病室に在る者	7人
成長して本院に奉職（せる）者	8人
親又は親戚に引取られ（て）健在者	32人
雇預として出院の者	105人
養子に行きし者	21人
自活の道を得て出院の者	21人
癩病院に入りし者	1人
逃亡せし者	10人
死亡せし者	61人
安房分院派遣中の者	104人
計	449人

右の内、本院の病室に在る者、安房分院に派遣中のものなどは、将来如何に成行くものか判ら（ないのである。）逃亡者も調べる道がない（ので）是等（のもの）を除き（残る）266人だけは、慥かに健康になったものであ（ります。）併し是（だけ）では保養所に派遣した者の数年後の状態を見るに（は、まだ統計が）不十分であるから、創立以来39年12月末までに派遣した者だけに切上げて、夫までの者が現在45年7月に於て（は）如何なる状態であるかを（つぎに）調べたのである。さすれば最後（に）派遣（した）者も、派遣後満5年半を経過したもの（となり、）最初の者は13年を経過して居る（のである。）是等（について）の現状に依る（結果）であるから、余程確実なるものと信じます。

自33年7月、39年12月に至る（間の）保養所派遣の者（の）45年7月末に於ける状況。

派遣総人員 217人

内

健康にて在院の者	24人
出院の上、院に奉職（せる）者	6人
出院して自活せる者	14人

本院及び安房分院に在る者	12人
井之頭に健在の者	1人
雇預人院の者	70人
養子に行きし者	29人
親又は親戚に引取られし者	21人
逃亡者	6人
死亡者	44人

右の調査に依ると、本院及び安房分院に在る32人は、尚不健康の状態に在り、逃亡者は其現状を知る事が出来ぬ故に之を除かざるを得ぬ。されば派遣者の内155人が派遣最後の年より満5年半を経過したる後、((なお)) 全く健全なもので(あり,) 18人が成績不明のものである事を確めました。死亡者は派遣人員100に対し20人2分強であ(ります。)併し弁解をして置く必要の事は、前にも述た如く、現在の分院へ移転したのは42年の3月であ(った。)其以前の仮保養所は、光田医員が保養所(として)は殆ど無意味のものであるとさえ言われた(ほどの)不完全極まるものであった。此調べは其不完全な(間)に派遣した者のみに就てのものであ(ります。)(したがって)保養所(としての)真の成績(を調べること)は、42年3月以後からでなくては(不)十分(と)は思(っております。しかし,)如何せん我等は時を動かす能力がない(ので,)尚数年を経過した後でなければ之を知ることが不可能であります。(とにかく,)派遣児のみに就て見(ます)と、不十分の感もあ(ります)けれども、斯る児童を別置する(ことによって,)他の健康な者に悪性の病気を伝播させぬ功能、即ち予防の効験(について)は、前の創立前後各5年と10年の比較調べに依って(それは)非常なものである事を確認し得たのであります。終りに臨み(まし)て、保養所(の)費用の事を一言して置きます。分院(の)費用は往復の(交通)費のみが嵩むだけで、其他(の)衣食費は本院と何等異らぬ(のみか,)魚類などは却って廉価で、新鮮なものを与え得らるるの利益があります。往復(の交通)費も、東京湾汽船会社の好意(により)半額になって居(ります。)而して収容者は少々は年が多くても、児童として扱って貰えるので、片道12銭5

厘となって居る（のでこれも）些細な費用であ（ります。）此点は同社に常に感謝して居るのであります。

先決問題ともいべき地代と家賃との関係

安達憲忠

「慈善」第5編第1号（大正2年7月）

今日は、貧民の住宅問題に就き研究をされる（ことになってお）りますが、其先決問題ともいるべき地代と家賃との関係に就いて、聊か申述べたいと思う。現在の地主と、家主とは、全く其利害を異にしてい（ます）。（そのうえに）法律上（に）不備の点（があ）る（ため）か、地主は地代を恣に暴騰（させ）るので、家主の苦しみはい（う迄もなく）、（このために）家賃（も）暴騰（する）結果、貧民は益々窮乏に陥るのである（ります。）此家賃、地代の（相関関係）問題が解決しますれば、貧民住宅問題の幾分は、期せずして解決せらるることと考え（ます。）茲に於て、貧民住宅問題の先決問題として、地主と家主との（関係）を申上ようと思います。

扱、近来最も著しい現象は、市外に於ける人家の増加、戸口の膨脹であ（ります。）昨（日）の空地は今（日）は人家櫛比の巷と為るというような具合で、偶々1年も見ずに居た郊外地に往ってみると、殆んど別境に行ったかの感が起ります。殊に巣鴨から目黒附近、池袋方面の膨脹発展は非常なもので、1日往かずにはいると一軒家が殖えていると、形容しても差支えない程であります。然らば、是は何故然るかと申（しま）すと、第1に都會の人口の増（加）に伴う必然の結果であ（りましょう。）又、市区改正で道路が拡張せられ、住居地が少なくなったという原由からも來てい（ましょ）う。が今1つ他に有力の誘因があると思（います。）其は始め一寸申し（まし）たが、地主と家主と利害を異にしているという事が夫であ（ります。）東京は昔からの習慣として、家を建てる為に、僅々に3年か5年の約束で土地を借り入れ（ます。）法律には地（上）権を設定し得らるる（ように）してあるが、地（上）権を設定する（た

め)には、殆んど土地を買い入れる程の金を(必)要(とします。)故に矢張り習慣に依って(借地権による契)約(を取結ぶので、これによると借地人は)何時地代を引上げられても、一切苦情は申込まれぬことになって居るから、市部の方では地主が、(後になって,)勝手に次第に地代を上げる(ことになる。)家主は、泣々之に従わねばならぬ(のである。)地主の(地代値上げの)要求(を承諾)すると、勢い(家主は家作の)家賃を引上げねばなら(なくなる。)(すなわち、これらによって)其騰貴した地代家賃を(実際に)負担するものは一番貧乏な借家人であ(ります。)10年前と今日とを比較してみると、地代は概して十倍以上(に)騰貴して居(ます。)そこで、借家人は段々と家賃の安い辺鄙の地に引越し(ことに)なる。従って、(辺鄙なところの)畠などの地代の安い所を借り入れて貸家を建てるものが多くなる。(このようにし)て、片田舎が比較的繁華の巷となる。すると、其所の地主は又も地代を引上げる。というような具合で段々郊外地に人家が建てら(れてゆく)のである。

明治40年頃から地震売買という事が盛んに行われ(るようになった。)(ところで)41年の衆議院に此地震売買を禁ずる(法律)案が提出せられて、幸に議決され、翌年度(に)法律40号(として)発布(され)た。是(に)より、地震売買は禁止せられた。此地震売買という(もの)は、甲が乙に貸してある土地を丙に売る、丙は地代を5倍も10倍も引上るといって乙に申し渡す。(乙は)『さ様に無法な地代を払う訳にはゆかぬ』と(丙に)抗議を申込(み借地料を払わぬ)と、元来甲乙(間)の土地貸借は、前に述べた如く、地(上)権の設定されぬ一般的賃貸借であるから、丙に対して法律上何等(対)抗すべき権利がないから、若し訴えらるると、(土地を明渡して)立退かねばならぬ(ようになる。)中にも(悪質なるものは)家屋を取退ける為に、甲と丙とが申し合せ実際土地の売買はせぬけれども、表面だけ売買した事にして家主を其土地から追立(るようなこともし)たのである。此(なん方)法が盛んに行われたのである。元来家屋は土地の上に建てられて居ればこそ、価格もあれ、一度取毀せば10,000円のものも1,000円にもならぬ(のである。)之が為に、昨日まで(は)数万円の財産を所有して居ったものも、今日は忽ち破産するという事例さえ

あ（った。）右の売買の結果立退くとすると、勢い家を破壊せねばならぬ。ソコで之を地震売買と名づけたのである。是（は）民法上地主を保護する法律はあっても、土地を借りた家主を保護する法律（は）欠けているからである。42年法律第40号に依って、地震売買丈は無くなつたが、併し矢張り法律上欠陥がある（とみえて）、今日尚地主は何時でも勝手に地代を引上げ（うるのである）。之に応ぜねば（借地人は）立退くより外致し方（が）ないのである。（そのまわりの）土地が繁華になれば、地代を引上げる。（従つて、）家主も家賃を引上げる。一番困るものは最下級の借家人であるという段になる。何故にさ様の事（にな）るかというと、前にも云うた如く、土地の貸借は地（上）権の設定では（は）無く、左の如き（借地）契約の証書に依り（て）行われて居るからである。茲に地所賃貸借証書を得たから、参考までに紹介致します。

地所賃貸借契約証

東京市 区 町 番地

1 (市街) (郡村) 宅地 借地坪

此賃借料1ヶ月に付金

右地所今般借用候に就ては契約する條項左の通りに有之候

第1條 借地期限は明治 年 月 日より明治 年 月 日まで満 ケ年と定め其の期間満了の上繼續すると否とは貴殿の御指揮に相任せ可申候事

第2條 借地料は毎月28日限り貴殿御指定の差配人方へ持参相納可申候事

第3條 借地料は土地貸借期限内と雖も地租其他公課の変更物価の騰貴土地の盛衰等に依り賃貸人より賃借料増加等申込たる時は隣地の乗率に拘らず速かに承諾すべき事

第4條 賃借地に係る下水浚渫等は賃借人の負担たる事尻尿は賃借人の所得たる事

第5條 賃借地に於て公安風俗を害し又は危険の営業を為さざる事

第6條 賃借地に家屋を建設せんとするときは図面を差出し置き地形の変更又は増築改築せんとする時は更に図面を調整し貴殿の承諾を得て著手する事

第7條 賃借地の建物を売買贈与又は質入抵当と為す時は予め賃貸人の承諾を得る事

第8條 賃借地は賃貸人の承諾なくして他へ転貸せざる事

第9條 地状を変更したる時は契約解除の場合に於て貴殿の撰択に従い原形に復するか又は其儘明渡す事但し自己の造設物に付き地上権を主張する等の行為ある間敷事

第10條 不時の災害に依り借地上の營造物滅失したるときは残期限の有無に拘らず一旦返地し若し継続して借地するときは更に御指定の契約を締結する事

第11條 契約解除の場合に於ては建物其外地所に設置する物件は総て自費を以て収去し決して移転料其他名儀の如何に不拘財産上の請求を為さず猶明渡す迄の賃借料は日割を以て仕払うべき事

第12條 前項の場合の外契約者双方の都合に依り此契約を解除せんとする時は6ヶ月以前に其通知を為す事

第13條 本契約の義務は借地人並に負担者何れも連帶責任を以て履行致候事

第14條 将来本契約に因り生ずる権利の関係に付貴殿より訴訟を受くるときは特に東京区裁判所を以て其管轄と為す事

右之通り確守履行可致候依て連署土地賃借証如件

明治 年 月 日 借地人

負担人

地主 殿

由之觀是ば、殆ど縛縛的の契約を余儀なく結ばされて居るのであります。其れ丈け家主は弱いのであります。(この証書は) 地主に対して有利である丈に、家主に取って(は大) 打撃である。家主は何時どんなことが起るか解らぬので、殆ど戦々兢々として安き心もないと云う状態であります。而も、物価の騰貴に伴って、遠慮なく家賃の率は昇がる。場末は矢張り最初(は) 物安く、地所を(安く) 貸すから(家主は) 地所を借りて家を建てる。(その) 家賃が安いから借家人が流れ込む。そこで、場末が繁昌すると、前の筆法で地代を引

上げる。地代が上れば家賃が上ると云う有様で、扱てこそ冒頭申し上げましたように、郊外地へ（郊外地へと）順次人家が建てられるのであります。方今の法律は地主に対して（は）相当の保護を加えて居りますが、家主に対して（の保護）は一向規定されていません。是は、現今法律的一大欠陥であろうと考え（ます。）今、試に十年前と今の地代を比較して見ますと、十年前には、1錢内外であった所が、今は8錢以上15錢の間を彷徨してい（ます。）尚漸次上昇して、殆ど停止する所は（ないという）傾向を呈してい（ます。）頃日、偶々彼の白河樂翁公が江戸の地代と家賃の引下げに就いて、一方ならぬ研究を積まれ、非常な心配をせられたと云う事実を知りました。大篤学者、経世家であられた事は予てより伺って居りましたが、地主、地代等の問題に就いて斯程迄心を注がれて居ったと云う事は、寡聞ながら始めて伺った次第であります。要するに、今少し家主を保護するの方法を講じて戴きたいものであ（ります。）地主と家主と均等の利益を占め得る様な方法を講じて欲しいと考え（ます。）さも無くば、家主は益々悲境に陥り、地主独り横暴を極むるのみでは無く、貧民の住宅問題（についても、）此解決が着かぬ限りは（これもまた）解決し得られぬであります。貧民全部（には）慈善的貸家を与える事は、到底為し得るもので（はありません。したがって）地主と家主との利害を同うする様にして、家賃（を値上げしないようにす）れば、自然貧民も安い家賃（の家）に住居する事が出来て、生活状態に（も）幾許の緩和を与える（う）るのであります。尚、甚だ寒心に堪えぬ（こと）は、兎角土地の売買に（関し）て射幸心を抱くものが多いことであ（ります。）（即ち）多くの人は土地の売買に依って巨利をかち得んとしてい（ます。）之は（現在）一種の（一般）傾向のようになってい（ます。）土地と云うものは、斯る事に利用せられ（てよい）もので（は）なかろうと思（います。）是非とも撲滅させたいことは此の（悪）風習であ（ります。）何故（に）土地が投機的射利の目的物となるかと云（いますと），前申したる地代の関係に外ならぬ（のです。）先ず郊外の地を廉く買って、安く貸し付けて家を建て（させ）る。すると多くの人が流れ込んで、忽ち（その土地が）繁華になるから、地代も倍も2倍も上がる。元、坪5円の地は15円にも20

円にもなるのである。地代家賃の暴騰も、此所に因を発しているものが多い。彼の特殊小学校などを建てても、附近の地代が高くなり、家賃が高くなり、生活に便を欠く所から、勢い貧民は其土地に安住していられなく（な）って、順に家賃の安い郊外に引き移る。折角建てた学校も貧民が居なくなれば効果を奏せぬこととなって了う。現今の特殊学校は、追々斯る事実に差迫って居るのである。貧民の居なくなるのは良い様であるが、無くなつたのでは無い。郊外に転々して居るのである。教育を受ける事の出来ぬ土地へ住替えるのであります。さればこの際貧民をして其土地に安住せしむるの策を講ずることが先決の問題であ（ります。）家に安住して、甫めて教育も道徳もある。刻下の緊急問題は貧民に住み好き土地即家を与うる事であ（ります。）生活の不安乃ち困窮は、自然と諸罪惡の誘因とな（ります。）貧民長屋などでは往々意外の罪惡が行れ（ます。）

要するに、貧民をして土地に安住せしめ、生活の根本基礎たる家賃の負担を遁減（せし）しむることは、刻下の緊急問題であります。私には法律上の事は解りませぬけれども、家を建てる為に、借り入れる土地を3年や5年の契約で借りると云う事が大体に間違うて居ると思う。又其地代を何時でも地主の勝手に引き上げて差支がないと申す様な契約をするのも間違って居る。家を建てるならば、少なくとも其家が役に立たぬ様になる位の年限は同じ地代で貸借すべきものである。さも無ければ、立派な家は出来ぬ道理だ。東京市長は、防火設備のある家を成るだけ建てる様にしたいと云う御希望がある事を新聞で承知致しましたが、地主と家主の関係が今日の様（で）あっては、とても防火設備の家どころでは無く、殆んど善良な家屋は建築せられませぬ。東京市の家屋を改良する事も貧民を安住せしむる施設方法も、法律上に地主と家主の利害の異なる点を一致せしめ、同時に郊外地が、射倅の目的物になる様な事の無い様に、法律上の制裁を加うることが出来（るようになつ）てから始めて起る問題と思（います。）さらばといつて、方今社会の生活状態（は）日に月に高まり進歩しつつあるの時（でありますから、）都會地の騰貴は是（また）自然の趨勢であ（ります。）是を彼是申すのではないが、私の申すのは法律上欠陥がある為に社

会に悪影響を及ぼす（という）の事実を防止したいという事であ（ります。）是は私一個人としての持論であります、何卒一意のある所を御汲み（取り）下されんことを希望致します。

病人宿の試み

安達憲忠

九恵166号（大正3年12月25日）

昨春大雪ありて、本所区内に6人の凍死者あり（また、）院に送られたる行旅病人の内両名も、差したる病氣も認め（られ）ざるに（もかかわらず）入院後間もなく死亡したり。是も亦雪中（の）露宿が原因なりしなるべしとの事なりき。阪谷市長は（これにつき、）大に驚かれ詳細の調査を命ぜられ（るとともに、）同時に本院へも之が善後案を提出すべしとの内命あり（たり。）渋沢院長も痛く心（痛せられ）て、出来得る限り適切の案を立つべしと命（ぜられたので、取急ぎ）各方面に亘り取調べたる結果、（ほぼ）其原因を発見したり。そは病体の者と認むる時は、市内の木賃宿は絶て（これらのもの）宿泊を拒絶する事はなり。家なき病者が、宿泊を拒絶せらるる時は（やむなく）露宿せざるを得（ないのである。）病者が露宿を為せば、数日に全快すべき（ほどの）病氣も（悪化して）長期に亘るに至るべく、或いは余病を併発して助かる（べき）者も助からざるに至るべし。若しこれが、寒天又は雪（夜）ならば、（或は）凍死するに至るは自然の勢なり。一所不居の貧民は、平素（で）すら食物も不十分な（ので）栄養の不良なるは勿論、着衣も薄き（こと）は言うまでもな（いので）、仮令病な（くと）も凍死を免（えない。）況や病みたるもののが寒天雪（夜）に露宿す（れば当然に）凍死を免れざるは明なる事なり、（それ）と同時に行旅病者の多きも亦其原因茲にあるを知（りた）り。されば之を救うの道は、病人を宿泊せしむるべき場所を設くるより切（実）なる（手段）はなしと考案し、之を市に提出したり。折しも春の中ばかりしかば、間もなく春暖に及びたると（とともに、）当時発疹チブス（が）市の下層社会に蔓延し、（当局は）之が予防撲滅を急（務とせし）為め、忘るる（という）にはあら

ざりしも、其設備は等閑に附せられて旧臘に及びたり。12月25.6日の頃市内に再び1名の凍死者を出したる旨、新聞紙に（報ぜら）れたる（に）より、此問題再び起りぬ。（ここに）本院にて試に1ヶ所の病人宿を設け、宿泊に困窮する病者に（対し、）宿泊と食物と診療とを施すの道を講ぜば、啻に凍死者を予防し得るのみならず、一方に（て）は多くの行旅病人の病氣を甚だしきに至らしめず、（しかも）其数を減少（しう）べしとの目論見を立て、（之れを）市長に上申して認可を得、之を試みる事となりぬ。幸いに、本所深川の木賃宿に遠からざる本所緑町5丁目37番地に、適當の家屋ありたれば、之を借受け、本年1月1日を以て病人宿を開始するに至れり。

病人宿は至って簡単なる組織にて、看護婦1名炊事婦1名、小使1名、下働く女子1名を附し、事務員は毎晩本院より1回宛監視（にゆく）事とし、病者の定員は十名、診療は済生会に（依頼）し、本所若宮町の診療所にて一切診察投薬せらるる（ことに）定めたり。爾来本月12日午後6時までに来宿したる病人は、25人、内輕症者にて両3日を経て退去したる者僅かに2人、余はいずれも長病に涉るもの又は重病にて、同宿に1泊又は2泊の後、行旅病人として本院に送院せられたるもの25人（なり。）ともに（すべての）病者は、木賃宿にて拒絶せら（れたりと）異口同音なりき。又本院医員の言に依れば、平素送り来れる行旅病人は（多くは）病氣全快の見込なきに反し、病人宿より送院せらるる者は病氣は軽からざるも、全快の見込あるもの比較的多しと。されば病人宿は最下層の病者を救助する上に（於て、）少なからざる効（果）ある（施設にして、）恐くは行旅病人も（これにより多少）減少するに至るべし。若し（個別人）数に於ては減少せざる（として）も、延人員に於ては減少の実を見るべけん歟。尚（将来）毎月其報道を怠らざるべし。